

令04原機（科保）085
令和4年9月29日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和4年4月26日付け令04原機（科保）042をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更（補正）

令和4年4月26日付け令04原機（科保）042をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書の別添（原子炉施設保安規定 新旧対照表）を別紙1に改める。

なお、別紙1においては、令和4年8月5日付け原規規発第2208051号で認可を受けた原子炉施設保安規定に対して、以下の補正を含む全ての変更の内容を示す。

- (1) 炉心構成書及び炉心証明書の記載事項の明確化（第11編第5条、第6条）
- (2) 炉心証明書の再作成に係る手順の明確化（第11編第6条）
- (3) 原子炉運転中の点検の実施について明確化（第11編第21条）
- (4) 炉心構成作業時における確認事項の追加（第11編第31条）
- (5) 炉心構成条件の明確化（第11編別表第1）
- (6) その他記載の適正化

2. 補正の理由

- (1) 炉心構成書及び炉心証明書の記載事項を明確化するため。
- (2) 炉心証明書の再作成に係る手順を明確化するため。
- (3) 原子炉運転中の点検の実施について明確化するため。
- (4) 炉心構成作業時における確認事項を明確化するため。
- (5) 炉心構成条件を明確化するため。
- (6) 記載の適正化のため。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。
- (2) この規定の施行日以降、STACY施設において、「核燃料施設等における新規規制基準の適用の考え方」（平成25年11月6日、原子力規制庁）に示される適合確認を完了するまでの間は、第11編第28条第1項の規定による使用済棒状燃料の受入れを行わないものとする。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 1 編 総則

令和 4 年 9 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則 目次（記載省略）</p> <p>第1章 通則 第1条～第5条（記載省略）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条（記載省略） （職務） 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 （1）～（37）（記載省略） （38）<u>臨界技術第1課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料及びVHTRC施設から引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。ただし、STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転に関する業務を行わない。</u> （39）（記載省略） 2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。 3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。 4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。 （1）分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。 （2）分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。 第8条～第10条（記載省略） 第2節 委員会 第11条～第13条（記載省略） 第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 第14条～第16条（記載省略） 第4節 独立検査組織 第16条の2～第16条の3（記載省略）</p>	<p>第1編 総則 目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則 第1条～第5条（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条（変更なし） （職務） 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 （1）～（37）（変更なし） （38）<u>臨界技術第1課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料並びにVHTRC施設及びTCAから引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u> （39）（変更なし） 2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。 3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。 4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。 （1）分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。 （2）分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。 第8条～第10条（変更なし） 第2節 委員会 第11条～第13条（変更なし） 第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 第14条～第16条（変更なし） 第4節 独立検査組織 第16条の2～第16条の3（変更なし）</p>	<p>使用済棒状燃料の受入れに伴う変更</p> <p>STACYの原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
第3章 品質マネジメント計画 第17条 ～ 第26条の3 （記載省略）	第3章 品質マネジメント計画 第17条 ～ 第26条の3 （変更なし）	
第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第27条 ～ 第30条 （記載省略）	第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第27条 ～ 第30条 （変更なし）	
第4章の2 共通施設の管理 第30条の2 ～ 第30条の12 （記載省略）	第4章の2 共通施設の管理 第30条の2 ～ 第30条の12 （変更なし）	
第5章 核燃料物質等の運搬 第31条 （記載省略）	第5章 核燃料物質等の運搬 第31条 （変更なし）	
第6章 保安教育及び保安訓練 第32条 ～ 第33条 （記載省略）	第6章 保安教育及び保安訓練 第32条 ～ 第33条 （変更なし）	
第7章 原子炉施設の定期的な評価 第34条 ～ 第38条 （記載省略）	第7章 原子炉施設の定期的な評価 第34条 ～ 第38条 （変更なし）	
第8章 非常の場合に講ずべき措置 第39条 ～ 第46条 （記載省略）	第8章 非常の場合に講ずべき措置 第39条 ～ 第46条 （変更なし）	
第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第47条 （記載省略）	第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第47条 （変更なし）	
第10章 記録及び報告 第48条 ～ 第51条 （記載省略）	第10章 記録及び報告 第48条 ～ 第51条 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前														変更後														備考
ハ 制御材の位置	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間					26		12							26		12				10		STACYの原子炉運転に関する変更(表中において以下同じ)		
ニ 再結合装置内の温度	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間					26									26										
ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間				22	26		19							22	26		19							
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後 10年間				37	*4	34								37	*4	34								
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間																				31				
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13	6	23		20							13	6	23		20			18		22	
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間				26	52		22							26	52		22			20	37			
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	29	16	32	30	48	19			23	20	19	29	16	32	30	16		48	19
ハ 制御材の位置	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間																								
ニ 再結合装置内の温度	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間																								
ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間																								
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後 10年間																								
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間																								
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13	6	23		20							13	6	23		20			18	22		
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間				26	52		22							26	52		22			20	37			
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	29	16	32	30	48	19			23	20	19	29	16	32	30	16	48	19	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第2編 放射線管理

令和4年9月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）新旧対照表

変更前	変更後	備考																																		
<p>第2編 放射線管理 目次（記載省略）</p> <p>第1章 放射線管理の業務 ～ 第4章 環境放射線の管理（記載省略）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の7（記載省略） （放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第28条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25及び第7編別表第23に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、下表に掲げる測定機器等について、巡視しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="172 1356 967 1724"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器 (モニタリングポスト)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転可能時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める施設管</p>	測定機器等	項目	頻度	放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月	(2) 動作状況	非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>第2編 放射線管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章 放射線管理の業務 ～ 第4章 環境放射線の管理（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の7（変更なし） （放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第28条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23及び第11編別表第19に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、下表に掲げる測定機器等について、巡視しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1356 2172 1724"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器 (モニタリングポスト)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転可能時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める施設管</p>	測定機器等	項目	頻度	放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月	(2) 動作状況	非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>STACYの原子炉運転に関する変更</p>
測定機器等	項目	頻度																																		
放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 動作状況																																			
可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月																																		
	(2) 動作状況																																			
非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 燃料量*																																			
	動作状況	1回/2月																																		
測定機器等	項目	頻度																																		
放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 動作状況																																			
可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月																																		
	(2) 動作状況																																			
非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 燃料量*																																			
	動作状況	1回/2月																																		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>理実施計画並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める施設管理実施計画により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （記載省略）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 （記載省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 （記載省略）</p> <p>別図第1 （記載省略）</p> <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 （記載省略）</p>	<p>理実施計画並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める施設管理実施計画により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （変更なし）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 （変更なし）</p> <p>別図第1 （変更なし）</p> <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 （変更なし）</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第11編 STACYの管理

令和4年9月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第11編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第11編 STACYの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第9条の2）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 削除</p> <p>第2節 削除</p> <p>第3節 削除</p> <p>第4節 運転上の条件（第17条）</p> <p>第5節 削除</p> <p>第3章 保守管理（第22条の2－第27条の3）</p> <p>第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理（第28条－第31条）</p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管（第32条・第33条）</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理（第33条の2）</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置（第36条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第39条・第39条の2）</p> <p>第3節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置（第40条・第41条）</p> <p>第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置（第42条）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第43条）</p> <p>第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第44条）</p> <p>第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第45条）</p> <p>第7章 放射線管理（第46条－第48条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 この編において「溶液系STACY」とは、ウラン・プルトニウム燃料タンク型の臨界実験装置（平成21年3月11日付け20諸文科科第2058号以前に許可を受けたもの）をいう。</p> <p>2 この編において「燃料」とは、STACYで使用する棒状燃料をいう。また、「溶液系燃料」とは、溶液系STACYで使用した溶液燃料及び溶液燃料の原材料であるウラン酸化物ペレット（以下「ウラン酸化物燃料」という。）及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末（以下「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料」という。）をいう。なお、溶液系燃料はSTACYでは使用しない。</p> <p>3 この編において「黒鉛混合燃料」とは、VHTRC施設から引き渡された使用済ウラン黒鉛混合燃料のコンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料をいう。なお、黒鉛混合燃料はSTACYでは使用しない。</p>	<p>第11編 STACYの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第9条の3）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 <u>運転上の制限（第10条）</u></p> <p>第2節 <u>炉心装荷物の制限（第11条）</u></p> <p>第3節 削除</p> <p>第4節 運転上の条件（第15条－第17条）</p> <p>第5節 <u>運転（第18条－第22条）</u></p> <p>第3章 保守管理（第22条の2－第27条の3）</p> <p>第4章 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の管理（第28条－第31条）</p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管（第32条・第33条）</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理（第33条の2）</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置（<u>第34条－第38条</u>）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第39条・第39条の2）</p> <p>第3節 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の異常を認めた場合の措置（第40条・第41条）</p> <p>第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置（第42条）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第43条）</p> <p>第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第44条）</p> <p>第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第45条）</p> <p>第7章 放射線管理（第46条－第48条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 この編において「溶液系STACY」とは、ウラン・プルトニウム燃料タンク型の臨界実験装置（平成21年3月11日付け20諸文科科第2058号以前に許可を受けたもの）をいう。</p> <p>2 この編において「燃料」とは、STACYで使用する棒状燃料をいう。また、「溶液系燃料」とは、溶液系STACYで使用した溶液燃料及び溶液燃料の原材料であるウラン酸化物ペレット（以下「ウラン酸化物燃料」という。）及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末（以下「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料」という。）をいう。なお、溶液系燃料はSTACYでは使用しない。</p> <p>3 この編において「黒鉛混合燃料」とは、VHTRC施設から引き渡された使用済ウラン黒鉛混合燃料のコンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料をいう。なお、黒鉛混合燃料はSTACYでは使用しない。</p> <p>4 この編において「<u>使用済棒状燃料</u>」とは、TCA施設から引き渡された酸化ウラン燃料、</p>	<p>記載の適正化（目次について以下同じ）</p> <p>使用済棒状燃料の定義を</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>4 この編において「不使用設備」とは、STACYの運転並びに燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理・使用には供しない設備（別表第17の2に掲げる設備）をいう。なお、解体後の不使用設備は不使用設備ではなく廃棄物として管理する。</p> <p><u>（適用範囲）</u></p> <p>第1条の2 この編は、STACYの更新工事が完了するまで適用し、原子炉の運転に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>第2条 （記載省略）</p> <p>第3条 削除</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の第3号から第7号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理に関する事項</p> <p>(6) 可燃物の管理に関する事項</p> <p>(7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特</p>	<p><u>ウラン・プルトニウム混合酸化燃料及び酸化トリウム燃料をいう。なお、使用済棒状燃料はSTACYでは使用しない。</u></p> <p>5 この編において「可動装荷物」とは、原子炉の運転中に移動させることができる実験用装荷物であって、「原子力科学研究所STACY可動装荷物等設計・製作基準」に従って設計・製作されたものをいう。</p> <p>6 この編において「サンプル棒」とは、可動装荷物を収納する装置をいう。</p> <p>7 この編において「不使用設備」とは、STACYの運転並びに燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理・使用には供しない設備（別表第17の2に掲げる設備）をいう。なお、解体後の不使用設備は不使用設備ではなく廃棄物として管理する。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>第2条 （変更なし）</p> <p><u>（要員の配置）</u></p> <p>第3条 臨界技術第1課長は、次の各号に掲げるときは、所管する原子炉の運転等に必要な知識を有する者（原子炉の運転管理に関する2か月以上の実務研修並びに設置許可書、保安規定、施設概要、運転管理、保守管理及び非常時の措置に係る3日以上教育研修を受けた者）を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(1) 第18条第1項の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</p> <p>(2) 原子炉の運転を開始してから、第22条第1項及び第2項の規定により運転停止後の措置を確認するまで。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項第2号に該当するとき、制御室に2人以上の運転要員を配置しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項第2号に掲げる場合は、工務監視室に1人以上の運転要員を配置しなければならない。</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理に関する事項</p> <p>(6) 可燃物の管理に関する事項</p> <p>(7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特</p>	<p>追加</p> <p>可動装荷物の定義を追加</p> <p>サンプル棒の定義を追加</p> <p>項番号の繰下げ及び使用済棒状燃料の追加</p> <p>本変更認可申請が当該変更のため</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>使用済棒状燃料の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY 原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p>	<p>定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY 原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(炉心構成書)</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 5 条 削除</p>	<p>第 5 条 <u>臨界ホット試験技術部長は、新炉心を構成しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした炉心構成書を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 実験の目的</u></p> <p><u>(2) 最大熱出力</u></p> <p><u>(3) 炉心構成</u></p> <p><u>(4) 給水制限</u></p> <p><u>(5) 過剰反応度</u></p> <p><u>(6) 安全板の反応度（炉心が浸水（海水による全水没）した場合の安全板及び未臨界板の中性子実効増倍率の評価を含む。）</u></p> <p><u>2 前項の炉心構成書は、別表第 1 に掲げる炉心構成の条件を満たすものでなければならない。</u></p> <p><u>3 所長は、第 1 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(炉心証明書)</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 6 条 削除</p>	<p>第 6 条 <u>臨界技術第 1 課長は、前条の炉心構成書で定められた範囲内において炉心を構成するとき、次の各号に掲げる事項のうち、第 1 号及び第 2 号の事項並びに第 3 号から第 5 号までの推定値（計算解析により算定。ただし、測定値により推定可能な場合は計算解析を省略することができる。）を記載した炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。なお、次項の承認を受けた炉心を構成する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 最大熱出力</u></p> <p><u>(2) 炉心構成</u></p> <p><u>イ 格子板（格子間隔、アタッチメントの種類、実験用装荷物貫通孔蓋の種類）</u></p> <p><u>ロ 棒状燃料（種類、濃縮度、本数、減速材対燃料ペレット体積比、炉心配置）</u></p> <p><u>ハ 安全板（枚数、炉心配置）</u></p> <p><u>ニ 実験用装荷物（種類、炉心配置。ただし、可溶性中性子吸収材を除く。）</u></p> <p><u>ホ 可溶性中性子吸収材（種類）</u></p> <p><u>ヘ 減速材及び反射材温度</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 7 条 <u>削除</u></p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第 7 条の 2 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした STACY の年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす</p>	<p>(3) <u>臨界量</u></p> <p>(4) <u>過剰反応度</u></p> <p>(5) <u>安全板の反応度</u></p> <p>(6) <u>炉心構成の変化範囲</u></p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、前項で承認を受けた炉心において運転を行う場合、前項第 3 号から第 5 号までの測定値及び第 6 号を記載した炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。なお、前項第 6 号の炉心構成の変化範囲を記載するに当たり、炉心の核特性が大きく変化する場合（例えば、安全板の炉心配置、可溶性中性子吸収材の種類又はその有無、軽水昇温の有無等を変更する場合は、再度炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受ける。ただし、炉心の核特性が安全側に変化する場合は、この限りでない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前 2 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>(<u>運転実施計画</u>)</p> <p>第 7 条 臨界技術第 1 課長は、前条の炉心証明書に基づき、1 週ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉運転実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。運転日、炉心証明書番号及び炉心装荷物を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>運転日及び運転時間</u></p> <p>(2) <u>炉心証明書番号</u></p> <p>(3) <u>実験の種類</u></p> <p>(4) <u>熱出力</u></p> <p>(5) <u>1 運転積算出力、週間積算出力及び年間積算出力</u></p> <p>(6) <u>安全保護回路の解除に関する事項</u></p> <p>(7) <u>炉心装荷物</u></p> <p>(8) <u>インターロックの解除に関する事項</u></p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、前項の原子炉運転実施計画に安全保護回路の解除について定めるときは、別表第 2 に掲げる項目のうち、解除の条件を記載している項目について、解除の条件を満足していることを確認しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>(<u>年間運転計画</u>)</p> <p>第 7 条の 2 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした STACY の年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>る。</p> <p>(1) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(2) 第25条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第8条 (記載省略)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第9条 臨界技術第1課長は、STACYに係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設の運転に関する鍵を管理しなければならない。</p> <p>(TRACYとの同時作業の管理)</p> <p>第9条の2 臨界技術第1課長は、TRACYの配管切断をするときは、STACYの運転及び不使用設備の解体工事をしてはならない。</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>第2節 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>第3節 削除</p> <p>第12条 ～ 第14条 (記載省略)</p> <p>第4節 運転上の条件</p> <p>第15条 削除</p>	<p>る。</p> <p>(1) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(2) 第25条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第8条 (変更なし)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第9条 臨界技術第1課長は、STACYに係る建家の出入口の鍵及び原子炉の運転に関する鍵を管理しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設の運転に関する鍵を管理しなければならない。</p> <p>(TRACYとの同時作業の管理)</p> <p>第9条の2 臨界技術第1課長は、TRACY廃止措置計画の第2段階（TRACY固有設備の解体撤去）の工事をするときは、STACYの運転及び不使用設備の解体工事をしてはならない。</p> <p>(運転訓練)</p> <p>第9条の3 臨界技術第1課長は、原子炉研修生の訓練に当たっては、運転要員の監督、指示の下、訓練を受ける者に原子炉の運転操作に関する事項を遵守させなければならない。</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限</p> <p>(出力の制限)</p> <p>第10条 臨界技術第1課長は、原子炉を運転するときは、最大熱出力200ワット以下で、かつ、1運転積算出力0.1キロワット時以下、週間積算出力0.3キロワット時以下、年間積算出力3キロワット時以下で行わなければならない。</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限</p> <p>(炉心装荷物の制限)</p> <p>第11条 臨界技術第1課長は、第6条第1項の炉心証明書及び第7条第1項の原子炉運転実施計画に定められた物以外のものを炉心に装荷してはならない。なお、可動装荷物及びサンプル棒の設計・製作は、「原子力科学研究所STACY可動装荷物等設計・製作基準」に従わなければならない。</p> <p>第3節 削除</p> <p>第12条 ～ 第14条 (変更なし)</p> <p>第4節 運転上の条件</p> <p>(安全保護回路の作動条件)</p> <p>第15条 臨界技術第1課長は、原子炉について、別表第2に掲げるところにより、安全保護回</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p> <p>TRACY廃止措置計画第1段階工事終了に伴う記載の適正化</p> <p>原子炉運転に関する追加</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第16条 <u>削除</u></p> <p>(負圧の維持)</p>	<p><u>路が作動するよう設定しなければならない。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、第7条第1項の原子炉運転実施計画で定めるとき又はその都度臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(警報回路の作動条件)</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第17条</p> <p>臨界技術第1課長は、別表第7に掲げるグローブボックスを使用するときは、グローブボックス内の圧力を負圧に維持しなければならない。</p>	<p>第16条 <u>臨界技術第1課長は、原子炉について、別表第5に掲げるところにより、警報回路が作動するよう設定しなければならない。</u></p> <p><u>(負圧の維持)</u></p> <p>第17条 <u>工務第1課長は、原子炉の運転中、炉室内の圧力を別表第6に掲げるところにより負圧に維持するように努めなければならない。</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第5節 <u>削除</u></p>	<p><u>2 臨界技術第1課長は、別表第7に掲げるグローブボックスを使用するときは、グローブボックス内の圧力を負圧に維持しなければならない。</u></p> <p>第5節 <u>運転</u></p> <p><u>(運転開始前の措置)</u></p>	<p>項番号の繰下げ</p> <p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第18条 <u>削除</u></p>	<p>第18条 <u>原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第1課長及び工務第1課長は、別表第8に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界技術第1課長及び工務第1課長は、同一運転日において、計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 工務第1課長は、第1項及び第2項の確認の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>(運転開始命令)</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第19条 <u>削除</u></p>	<p>第19条 <u>原子炉の運転開始命令は、臨界技術第1課長が行うものとする。</u></p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、原子炉の運転を開始しようとするときは、第18条第3項の定めにより特定施設に異常がない旨の通報を受け、かつ、第2編第38条第3項の定めにより放射線測定機器の点検の結果に異常がない旨の通報を受けた後でなければ、前項の運転開始命令を行ってはならない。ただし、第38条の定めにより確認を行って原子炉の運転を開始しようとするときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 運転要員は、臨界技術第1課長の運転命令により、第7条第1項の原子炉運転実施計画に従って運転を行わなければならない。</u></p> <p><u>(運転に係る通報及び表示)</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第20条 <u>削除</u></p>	<p>第20条 <u>臨界技術第1課長は、原子炉の運転を開始又は停止しようとするときは、一斉指令装置により運転開始又は停止の通報を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、原子炉の運転開始から停止するまで、運転表示灯を点灯しておかななければならない。</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第21条 削除</p> <p>第22条 削除</p> <p>第3章 保守管理 第22条の2 ～ 第22条の3 （記載省略） （施設管理実施計画の策定）</p> <p>第22条の4 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p>	<p><u>（原子炉運転中の点検等）</u></p> <p>第21条 臨界技術第1課長は、原子炉運転中に、給排水に関する事項について、1日1回以上点検しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉の運転開始後、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 非常用電源設備</p> <p>(3) 気体廃棄設備</p> <p>(4) 液体廃棄設備</p> <p>(5) 圧縮空気設備</p> <p><u>（運転停止後の措置）</u></p> <p>第22条 臨界技術第1課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 炉心タンクの水位が零以下であること。</p> <p>(2) 中性子出力が正常に低下していること。</p> <p>(3) 安全板が完全に挿入されていること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、臨界技術第1課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第10に掲げる設備の状態について、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理 第22条の2 ～ 第22条の3 （変更なし） （施設管理実施計画の策定）</p> <p>第22条の4 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、第 1 項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第 3 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界技術第 1 課長は、第 3 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>第 22 条の 5 ～ 第 26 条 （記載省略） （<u>本体施設</u>停止中の巡視）</p> <p>第 27 条 工務第 1 課長は、<u>本体施設</u>の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第 1 課長は、<u>本体施設</u>の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。 (2) 気体廃棄設備のうち、実験棟内の負圧に異常がないこと。 (3) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の液位に異常な上昇がないこと。</p> <p>（維持すべき機器等の管理）</p> <p>第 27 条の 2 臨界技術第 1 課長は、別表第 15 の 3 に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p> <p>（自然現象等に備えた管理）</p> <p>第 27 条の 3 臨界技術第 1 課長は、S T A C Y の周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第 3 に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、竜巻（藤田スケール F 1、最大風速 49 m/s）による飛来によって、S T A C Y に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければなら</p>	<p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間運転計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、第 1 項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第 3 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界技術第 1 課長は、第 3 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>第 22 条の 5 ～ 第 26 条 （変更なし） （<u>原子炉</u>停止中の巡視）</p> <p>第 27 条 工務第 1 課長は、<u>原子炉</u>の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第 1 課長は、<u>原子炉</u>の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。 (2) 気体廃棄設備のうち、実験棟内の負圧に異常がないこと。 (3) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の液位に異常な上昇がないこと。</p> <p>（維持すべき機器等の管理）</p> <p>第 27 条の 2 臨界技術第 1 課長又は工務第 1 課長は、別表第 15 の 3 に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長又は工務第 1 課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p> <p>（自然現象等に備えた管理）</p> <p>第 27 条の 3 臨界技術第 1 課長は、S T A C Y の周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第 3 に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、竜巻（藤田スケール F 1、最大風速 49 m/s）による飛来によって、S T A C Y に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければなら</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p> <p>記載の適正化（以下同じ）</p> <p>維持すべき機器等の追加に伴う記載の適正化(以下同じ)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p> <p>第 4 章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 (燃料の受入れ)</p> <p>第 28 条 臨界技術第 1 課長は、燃料を受け入れるときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、<u>受け入れ</u>においては、臨界に達しないように燃料を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 棒状燃料の番号及び数量</p> <p>ロ 棒状燃料の表面汚染</p> <p>ハ 棒状燃料の外観</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、前項の点検の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日</p> <p>(2) 点検の結果</p> <p>(3) 受け入れた燃料の種類及び数量</p> <p>(4) 貯蔵状況 (燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵)</p> <p>第 29 条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料<u>及び</u>黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第 16 に掲げる貯蔵設備で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、別表第 16 の 2 に掲げる溶液燃料の濃度制限値を超えて貯蔵してはならず、溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度を別表第 16 の 3 に掲げる濃度制限</p>	<p>ない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p> <p><u>5 工務第 1 課長は、地震による溢水対策として、極低レベル廃液貯槽の破損による放射性液体廃棄物の管理区域外漏えいを防止するため、極低レベル廃液貯槽の貯留量を 55m³以下で管理しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の管理 (燃料又は使用済棒状燃料の受入れ)</p> <p>第 28 条 臨界技術第 1 課長は、燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を受け入れるときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、受入れにおいては、臨界に達しないように燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 棒状燃料の番号及び数量</p> <p>ロ 棒状燃料の表面汚染</p> <p>ハ 棒状燃料の外観</p> <p><u>(2) 使用済棒状燃料</u></p> <p><u>イ 使用済棒状燃料の番号及び数量</u></p> <p><u>ロ 使用済棒状燃料の表面汚染</u></p> <p><u>ハ 使用済棒状燃料の外観</u></p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、前項の点検の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日</p> <p>(2) 点検の結果</p> <p>(3) 受け入れた燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>の種類及び数量</p> <p>(4) 貯蔵状況 (燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の貯蔵)</p> <p>第 29 条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第 16 に掲げる貯蔵設備で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、別表第 16 の 2 に掲げる溶液燃料の濃度制限値を超えて貯蔵してはならず、溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度を別表第 16 の 3</p>	<p>自然現象等に備えた管理を追加</p> <p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p> <p>記載の適正化</p> <p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>範囲とすることにより、いかなる場合でも臨界とならないよう貯蔵しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、貯蔵設備に施錠し、別表第16に掲げる貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者以外の者が貯蔵設備に立ち入るときは、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>（燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵中の点検）</p> <p>第30条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵中、6 か月間に 1 回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ 棒状燃料収納容器及び棒状燃料の種類及び数量 ニ 棒状燃料の貯蔵状況 <p>(2) 溶液燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ 溶液燃料の量 ニ 溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度 <p>(3) ウラン酸化物燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ ウラン酸化物燃料収納容器の数量 ニ ウラン酸化物燃料の貯蔵状況 <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ 貯蔵容器の数量 ニ ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵状況 <p>(5) コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の数量 	<p>に掲げる濃度制限範囲とすることにより、いかなる場合でも臨界とならないよう貯蔵しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料を貯蔵するときは、貯蔵設備に施錠し、別表第16に掲げる貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理業務に従事する者以外の者が貯蔵設備に立ち入るときは、燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>（燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の貯蔵中の点検）</p> <p>第30条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の貯蔵中、6 か月間に 1 回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ 棒状燃料収納容器及び棒状燃料の種類及び数量 ニ 棒状燃料の貯蔵状況 <p>(2) 溶液燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ 溶液燃料の量 ニ 溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度 <p>(3) ウラン酸化物燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ ウラン酸化物燃料収納容器の数量 ニ ウラン酸化物燃料の貯蔵状況 <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ 貯蔵容器の数量 ニ ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵状況 <p>(5) コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 貯蔵場所の異常の有無 ロ 貯蔵設備の異常の有無 ハ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の数量 	<p>使用済棒状燃料の追加（以下同じ）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ニ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の貯蔵状況</p> <p>第31条 削除</p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管 (放射性廃棄物の保管)</p> <p>第32条 臨界技術第1課長は、STACYにおける放射性廃棄物のうち、STACYで保管する廃棄物は、別表第17に掲げる設備で保管しなければならない。</p> <p>第33条 (記載省略)</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理 第33条の2 (記載省略)</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置</p> <p>第34条 削除</p>	<p>ニ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の貯蔵状況</p> <p>(6) <u>使用済棒状燃料</u></p> <p>イ <u>貯蔵場所の異常の有無</u></p> <p>ロ <u>貯蔵設備の異常の有無</u></p> <p>ハ <u>使用済棒状燃料収納容器及び使用済棒状燃料の種類及び数量</u></p> <p>ニ <u>使用済棒状燃料の貯蔵状況</u> (燃料の装荷)</p> <p>第31条 <u>臨界技術第1課長は、燃料を炉心に装荷しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>未臨界板又は安全板が挿入されていること。</u></p> <p>(2) <u>燃料に異常がないこと。</u></p> <p>(3) <u>燃料のほか、安全板及び実験用装荷物の炉心配置が炉心証明書に記載されたとおりであること。</u></p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管 (放射性廃棄物の保管)</p> <p>第32条 臨界技術第1課長は、STACYにおける放射性廃棄物のうち、STACYで保管する廃棄物は、別表第17に掲げる設備で保管しなければならない。</p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、STACYにおけるα固体廃棄物のうち、第2編別表第22に掲げるB-2レベルのものは封缶装置を使用して、鋼製容器に封缶しなければならない。</u></p> <p>第33条 (変更なし)</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理 第33条の2 (変更なし)</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 (警報回路が作動した場合の措置)</p> <p>第34条 <u>臨界技術第1課長は、別表第5に掲げる警報回路が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。この場合において、その原因が特定施設にあるときは、工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>2 工務第1課長は、前項の通報を受けたときは、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>3 臨界技術第1課長は、第1項で作動した警報回路が正常に復帰できない場合は、警報原因の区分に応じて別表第18に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 臨界技術第1課長は、別表第18に掲げる措置により原子炉を手動停止したときは、第37条</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p> <p>封缶装置の使用を明確化</p> <p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第35条 <u>削除</u></p>	<p><u>に定める原子炉が計画外停止した場合等の措置を講じなければならない。</u> <u>（安全保護回路が作動した場合の措置）</u> 第35条 臨界技術第1課長は、安全保護回路が作動したときは、その原因及び状況を調査しなければならない。この場合において、その原因が特定施設にある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。 2 工務第1課長は、前項の通報を受けた場合において、その原因が特定施設にあるときは、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を臨界技術第1課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第1課長は、安全保護回路が作動した原因及びその状況の把握に努め、第37条に定める原子炉が計画外停止した場合等の措置を講じなければならない。</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第36条 （記載省略）</p>	<p>第36条 （変更なし） <u>（原子炉が計画外停止した場合等の措置）</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第37条 <u>削除</u></p>	<p>第37条 臨界技術第1課長は、第35条に定める安全保護回路が作動したとき、第34条に定める警報回路が復帰できずに原子炉を停止したとき又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。 (1) <u>作動した安全保護回路の項目及びその原因</u> (2) <u>中性子出力の正常な低下</u> (3) <u>安全板の完全挿入</u> (4) <u>炉心タンク内の完全排水</u> 2 臨界技術第1課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射線管理第2課長に通報しなければならない。 3 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、臨界技術第1課長に通報しなければならない。 4 臨界技術第1課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者及び品質保証課長に通報しなければならない。 5 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 <u>（計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置）</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第38条 <u>削除</u></p>	<p>第38条 臨界技術第1課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。 (1) <u>安全保護回路及び警報回路が正常に復帰していること。</u> (2) <u>作動した安全保護回路又は警報回路の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定器の指示が正常な値を示していること。</u> (3) <u>第18条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第11編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第39条 臨界技術第1課長は、第33条の2の不使用設備の点検並びに第43条第1項の自然現象等が発生した<u>ときの点検の結果</u>、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第43条第1項の自然現象等が発生した<u>ときの点検の結果</u>、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 (火災発生時の措置)</p> <p>第39条の2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、<u>第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは</u>、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>2 臨界技術第1課長は、前項の確認の<u>のち</u>、原子炉を再起動しようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、<u>臨界ホット試験技術部長の承認を受けずに</u>原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) STACY施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</p> <p>(2) 自然災害(地震を除く。)が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第39条 臨界技術第1課長は、<u>第18条の運転開始前の措置、第21条の原子炉運転中の点検等、第22条の運転停止後の措置、第33条の2の不使用設備の管理並びに第43条の自然現象等が発生した場合の措置の結果</u>、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、<u>第18条の運転開始前の措置、第21条の原子炉運転中の点検等、第22条の運転停止後の措置、第27条の原子炉停止中の巡視及び第43条の自然現象等が発生した場合の措置の結果</u>、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 (火災発生時の措置)</p> <p>第39条の2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、<u>原子炉の運転中、施設内で火災が発生し、炉室の負圧が維持できなくなる等、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがある場合、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>3 火災鎮火後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>5 臨界技術第1課長は、<u>第3項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは</u>、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p></p> <p>原子炉運転に関する変更 記載の適正化 記載の適正化</p> <p>原子炉運転に関する変更 記載の適正化</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>項番号の繰下げ及び記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第 3 節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置 (燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第40条 臨界技術第 1 課長は、第28条第 3 項の燃料の受入れ検査、第30条の燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵中の点検等の結果、異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 燃料、ウラン酸化物燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料及び黒鉛混合燃料に異常を認めたときは、異常なものと正常なものとを区別し、識別の容易な措置を講ずること。</p> <p>(2) 溶液燃料に漏えい等の異常を認めたときは、漏えいした溶液燃料を回収する等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 汚染があるときは、放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>(燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第41条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置</p> <p>第42条 (記載省略)</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第43条 震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p><u>2 竜巻が STACY 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) STACY に影響を及ぼす降灰があった場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p>	<p>第 3 節 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の異常を認めた場合の措置 (燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第40条 臨界技術第 1 課長は、第28条第 3 項の燃料又は使用済棒状燃料の受入れ検査、第30条の燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の貯蔵中の点検等の結果、異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 燃料、ウラン酸化物燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>に異常を認めたときは、異常なものと正常なものとを区別し、識別の容易な措置を講ずること。</p> <p>(2) 溶液燃料に漏えい等の異常を認めたときは、漏えいした溶液燃料を回収する等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 汚染があるときは、放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>(燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第41条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置</p> <p>第42条 (変更なし)</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第43条 震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p><u>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>竜巻により STACY に影響が及ぶおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>竜巻が STACY 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>STACY に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) STACY に影響を及ぼす降灰があった場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p>	<p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p> <p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 降下火砕物の荷重により、STACY に損傷を及ぼすおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、STACY に影響を及ぼすおそれがある場合、<u>当該火災の終息後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>5 原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、<u>臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>6 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 1 項から前項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p>7 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 5 項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第44条 (記載省略)</p> <p>第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第45条 (記載省略)</p> <p>第 7 章 放射線管理 第46条 ～ 第48条 (記載省略)</p>	<p>(3) 降下火砕物の荷重により、STACY に損傷を及ぼすおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、STACY に影響を及ぼすおそれがある場合、<u>次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。また、外部火災の影響によるばい煙が制御室に侵入するおそれがある場合は、制御室の換気空調設備を停止し、ダンパを閉止する。</u></p> <p>(2) <u>当該火災の終息後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>5 STACY に到達するおそれがある津波が発生した場合、<u>次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>6 <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中、施設周辺で有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて原子炉を停止するとともに、運転要員を退避させる措置を講じなければならない。</u></p> <p>7 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 1 項から第 5 項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p>8 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 5 項までの点検又は第 6 項の措置を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第44条 (変更なし)</p> <p>第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第45条 (変更なし)</p> <p>第 7 章 放射線管理 第46条 ～ 第48条 (変更なし)</p>	<p>番号の繰下げ</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>項番号の繰下げ及び記載の適正化（以下同じ）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第11編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考																																																								
別表第1 削除	<p>別表第1 炉心構成の条件（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1329 268 2478 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 268 1973 317">項目</th> <th data-bbox="1973 268 2478 317">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 317 1973 365">(1) 炉心</td> <td data-bbox="1973 317 2478 365"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 365 1973 413">イ ウラン棒状燃料</td> <td data-bbox="1973 365 2478 413"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 413 1973 449">1) 種類</td> <td data-bbox="1973 413 2478 449">二酸化ウラン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 449 1973 485">2) ²³⁵U濃縮度</td> <td data-bbox="1973 449 2478 485">10wt%以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 485 1973 520">3) 最大挿入量</td> <td data-bbox="1973 485 2478 520">720kgU</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 520 1973 556">4) 挿入本数</td> <td data-bbox="1973 520 2478 556">50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 556 1973 592">ロ 中性子毒物添加棒状燃料</td> <td data-bbox="1973 556 2478 592"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 592 1973 627">1) 種類</td> <td data-bbox="1973 592 2478 627">二酸化ウラン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 627 1973 663">2) ²³⁵U濃縮度</td> <td data-bbox="1973 627 2478 663">10wt%以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 663 1973 699">3) 最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）</td> <td data-bbox="1973 663 2478 699">炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 699 1973 735">(2) 臨界水位</td> <td data-bbox="1973 699 2478 735">40cm以上140cm以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 735 1973 770">(3) 減速材対燃料ペレット体積比（炉心平均）</td> <td data-bbox="1973 735 2478 770">0.9以上11以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 770 1973 806">(4) 最大過剰反応度</td> <td data-bbox="1973 770 2478 806">0.8ドル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 806 1973 842">(5) 給排水系による最大添加反応度</td> <td data-bbox="1973 806 2478 842">0.3ドル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 842 1973 877">(6) 安全板による停止時の中性子実効増倍率</td> <td data-bbox="1973 842 2478 877">0.985以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 877 1973 913">(7) 最大反応度値を有する安全板1枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率</td> <td data-bbox="1973 877 2478 913">0.995以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 913 1973 949">(8) 制御設備による最大反応度添加率</td> <td data-bbox="1973 913 2478 949">3セント/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 949 1973 984">(9) 可動装荷物による最大反応度添加率</td> <td data-bbox="1973 949 2478 984">3セント/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 984 1973 1020">(10) 可動装荷物の反応度値</td> <td data-bbox="1973 984 2478 1020">0.3ドル以下*1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1020 1973 1056">(11) 減速材及び反射材温度</td> <td data-bbox="1973 1020 2478 1056">70℃以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1056 1973 1092">(12) 炉心特性値の変化範囲*2</td> <td data-bbox="1973 1056 2478 1092"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1092 1973 1127">イ 減速材温度反応度係数</td> <td data-bbox="1973 1092 2478 1127">$-3.7 \times 10^{-5} \sim +3.8 \times 10^{-4} \Delta k/k/^\circ C$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1127 1973 1163">ロ 減速材ボイド反応度係数</td> <td data-bbox="1973 1127 2478 1163">$-3.8 \times 10^{-3} \sim +3.7 \times 10^{-3} \Delta k/k/vol\%$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1163 1973 1199">ハ 棒状燃料温度反応度係数</td> <td data-bbox="1973 1163 2478 1199">$-4.1 \times 10^{-5} \sim -8.5 \times 10^{-6} \Delta k/k/^\circ C$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1199 1973 1234">ニ 即発中性子寿命</td> <td data-bbox="1973 1199 2478 1234">$6.9 \times 10^{-6} \sim 8.4 \times 10^{-5} s$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1234 1973 1270">ホ 実効遅発中性子割合</td> <td data-bbox="1973 1234 2478 1270">$6.8 \times 10^{-3} \sim 8.1 \times 10^{-3}$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1270 1973 1306">ヘ 水位反応度係数</td> <td data-bbox="1973 1270 2478 1306">$2.0 \times 10^{-3} \sim 6.0 \times 10^{-2} \text{ドル/mm}$</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1329 1753 2478 1789">*1: 軽水中に挿入する実験用装荷物のうち内部が中空で軽水を排除する構造のものは、内部への浸水による置換反応度を可動式の装荷物による反応度添加量と合わせて制限する。</p> <p data-bbox="1329 1789 2478 1824">*2: 実測データに基づき明らかな場合を除き、計算解析により確認する。</p>	項目	条件	(1) 炉心		イ ウラン棒状燃料		1) 種類	二酸化ウラン	2) ²³⁵ U濃縮度	10wt%以下	3) 最大挿入量	720kgU	4) 挿入本数	50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）	ロ 中性子毒物添加棒状燃料		1) 種類	二酸化ウラン	2) ²³⁵ U濃縮度	10wt%以下	3) 最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）	炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下	(2) 臨界水位	40cm以上140cm以下	(3) 減速材対燃料ペレット体積比（炉心平均）	0.9以上11以下	(4) 最大過剰反応度	0.8ドル	(5) 給排水系による最大添加反応度	0.3ドル	(6) 安全板による停止時の中性子実効増倍率	0.985以下	(7) 最大反応度値を有する安全板1枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率	0.995以下	(8) 制御設備による最大反応度添加率	3セント/s	(9) 可動装荷物による最大反応度添加率	3セント/s	(10) 可動装荷物の反応度値	0.3ドル以下*1	(11) 減速材及び反射材温度	70℃以下	(12) 炉心特性値の変化範囲*2		イ 減速材温度反応度係数	$-3.7 \times 10^{-5} \sim +3.8 \times 10^{-4} \Delta k/k/^\circ C$	ロ 減速材ボイド反応度係数	$-3.8 \times 10^{-3} \sim +3.7 \times 10^{-3} \Delta k/k/vol\%$	ハ 棒状燃料温度反応度係数	$-4.1 \times 10^{-5} \sim -8.5 \times 10^{-6} \Delta k/k/^\circ C$	ニ 即発中性子寿命	$6.9 \times 10^{-6} \sim 8.4 \times 10^{-5} s$	ホ 実効遅発中性子割合	$6.8 \times 10^{-3} \sim 8.1 \times 10^{-3}$	ヘ 水位反応度係数	$2.0 \times 10^{-3} \sim 6.0 \times 10^{-2} \text{ドル/mm}$	原子炉運転に関する変更
項目	条件																																																									
(1) 炉心																																																										
イ ウラン棒状燃料																																																										
1) 種類	二酸化ウラン																																																									
2) ²³⁵ U濃縮度	10wt%以下																																																									
3) 最大挿入量	720kgU																																																									
4) 挿入本数	50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）																																																									
ロ 中性子毒物添加棒状燃料																																																										
1) 種類	二酸化ウラン																																																									
2) ²³⁵ U濃縮度	10wt%以下																																																									
3) 最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）	炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下																																																									
(2) 臨界水位	40cm以上140cm以下																																																									
(3) 減速材対燃料ペレット体積比（炉心平均）	0.9以上11以下																																																									
(4) 最大過剰反応度	0.8ドル																																																									
(5) 給排水系による最大添加反応度	0.3ドル																																																									
(6) 安全板による停止時の中性子実効増倍率	0.985以下																																																									
(7) 最大反応度値を有する安全板1枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率	0.995以下																																																									
(8) 制御設備による最大反応度添加率	3セント/s																																																									
(9) 可動装荷物による最大反応度添加率	3セント/s																																																									
(10) 可動装荷物の反応度値	0.3ドル以下*1																																																									
(11) 減速材及び反射材温度	70℃以下																																																									
(12) 炉心特性値の変化範囲*2																																																										
イ 減速材温度反応度係数	$-3.7 \times 10^{-5} \sim +3.8 \times 10^{-4} \Delta k/k/^\circ C$																																																									
ロ 減速材ボイド反応度係数	$-3.8 \times 10^{-3} \sim +3.7 \times 10^{-3} \Delta k/k/vol\%$																																																									
ハ 棒状燃料温度反応度係数	$-4.1 \times 10^{-5} \sim -8.5 \times 10^{-6} \Delta k/k/^\circ C$																																																									
ニ 即発中性子寿命	$6.9 \times 10^{-6} \sim 8.4 \times 10^{-5} s$																																																									
ホ 実効遅発中性子割合	$6.8 \times 10^{-3} \sim 8.1 \times 10^{-3}$																																																									
ヘ 水位反応度係数	$2.0 \times 10^{-3} \sim 6.0 \times 10^{-2} \text{ドル/mm}$																																																									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後			備考																																																												
別表第 2 削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="1311 226 2496 268">別表第 2 安全保護回路の作動条件（第 7 条関係、第 15 条関係）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1311 268 1380 317"></th> <th data-bbox="1380 268 1685 317">項 目</th> <th data-bbox="1685 268 2110 317">作 動 条 件</th> <th data-bbox="2110 268 2496 317">解除の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1311 317 1380 541">原 子 炉</td> <td data-bbox="1380 317 1685 541">起動系炉周期短</td> <td data-bbox="1685 317 2110 541">5 秒以下になったとき。</td> <td data-bbox="2110 317 2496 541">臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。 原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 541 1380 766">子</td> <td data-bbox="1380 541 1685 766">運転系対数出力系炉周期短</td> <td data-bbox="1685 541 2110 766">5 秒以下になったとき。</td> <td data-bbox="2110 541 2496 766">臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。 原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 766 1380 856">炉</td> <td data-bbox="1380 766 1685 856">安全出力系出力高</td> <td data-bbox="1685 766 2110 856">200W の 110% 以上になったとき。</td> <td data-bbox="2110 766 2496 856">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 856 1380 905">ス</td> <td data-bbox="1380 856 1685 905">積分出力高</td> <td data-bbox="1685 856 2110 905">0.1kW・h 以上になったとき。</td> <td data-bbox="2110 856 2496 905">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 905 1380 995">ク</td> <td data-bbox="1380 905 1685 995">炉心タンク水位高</td> <td data-bbox="1685 905 2110 995">最大給水制限スイッチが炉心タンク内水位を検知したとき。</td> <td data-bbox="2110 905 2496 995">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 995 1380 1085">エ</td> <td data-bbox="1380 995 1685 1085">地震加速度（水平）大</td> <td data-bbox="1685 995 2110 1085">0.25m/s²（25Gal）以上の水平地震が発生したとき。</td> <td data-bbox="2110 995 2496 1085">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 1085 1380 1176">ム</td> <td data-bbox="1380 1085 1685 1176">地震加速度（垂直）大</td> <td data-bbox="1685 1085 2110 1176">0.25m/s²（25Gal）以上の垂直地震が発生したとき。</td> <td data-bbox="2110 1085 2496 1176">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 1176 1380 1224"></td> <td data-bbox="1380 1176 1685 1224">電源電圧低</td> <td data-bbox="1685 1176 2110 1224">90V 以下になったとき。</td> <td data-bbox="2110 1176 2496 1224">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 1224 1380 1314"></td> <td data-bbox="1380 1224 1685 1314">高圧電源電圧低</td> <td data-bbox="1685 1224 2110 1314">設定電圧の -10% 以下になったとき。</td> <td data-bbox="2110 1224 2496 1314">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 1314 1380 1362"></td> <td data-bbox="1380 1314 1685 1362">手動スクラム</td> <td data-bbox="1685 1314 2110 1362">スクラムボタンを押したとき。</td> <td data-bbox="2110 1314 2496 1362">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 1362 1380 1411"></td> <td data-bbox="1380 1362 1685 1411">安全スイッチ</td> <td data-bbox="1685 1362 2110 1411">スイッチボタンを押したとき。</td> <td data-bbox="2110 1362 2496 1411">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 1411 1380 1459"></td> <td data-bbox="1380 1411 1685 1459">炉室（S）遮蔽扉開</td> <td data-bbox="1685 1411 2110 1459">閉でない。</td> <td data-bbox="2110 1411 2496 1459">=====</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1311 1459 1380 1507"></td> <td data-bbox="1380 1459 1685 1507">炉下室（S）遮蔽扉開</td> <td data-bbox="1685 1459 2110 1507">閉でない。</td> <td data-bbox="2110 1459 2496 1507">=====</td> </tr> </tbody> </table>			別表第 2 安全保護回路の作動条件（第 7 条関係、第 15 条関係）					項 目	作 動 条 件	解除の条件	原 子 炉	起動系炉周期短	5 秒以下になったとき。	臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。 原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。	子	運転系対数出力系炉周期短	5 秒以下になったとき。	臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。 原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。	炉	安全出力系出力高	200W の 110% 以上になったとき。	=====	ス	積分出力高	0.1kW・h 以上になったとき。	=====	ク	炉心タンク水位高	最大給水制限スイッチが炉心タンク内水位を検知したとき。	=====	エ	地震加速度（水平）大	0.25m/s ² （25Gal）以上の水平地震が発生したとき。	=====	ム	地震加速度（垂直）大	0.25m/s ² （25Gal）以上の垂直地震が発生したとき。	=====		電源電圧低	90V 以下になったとき。	=====		高圧電源電圧低	設定電圧の -10% 以下になったとき。	=====		手動スクラム	スクラムボタンを押したとき。	=====		安全スイッチ	スイッチボタンを押したとき。	=====		炉室（S）遮蔽扉開	閉でない。	=====		炉下室（S）遮蔽扉開	閉でない。	=====	原子炉運転に関する変更
別表第 2 安全保護回路の作動条件（第 7 条関係、第 15 条関係）																																																																
	項 目	作 動 条 件	解除の条件																																																													
原 子 炉	起動系炉周期短	5 秒以下になったとき。	臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。 原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。																																																													
子	運転系対数出力系炉周期短	5 秒以下になったとき。	臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。 原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。																																																													
炉	安全出力系出力高	200W の 110% 以上になったとき。	=====																																																													
ス	積分出力高	0.1kW・h 以上になったとき。	=====																																																													
ク	炉心タンク水位高	最大給水制限スイッチが炉心タンク内水位を検知したとき。	=====																																																													
エ	地震加速度（水平）大	0.25m/s ² （25Gal）以上の水平地震が発生したとき。	=====																																																													
ム	地震加速度（垂直）大	0.25m/s ² （25Gal）以上の垂直地震が発生したとき。	=====																																																													
	電源電圧低	90V 以下になったとき。	=====																																																													
	高圧電源電圧低	設定電圧の -10% 以下になったとき。	=====																																																													
	手動スクラム	スクラムボタンを押したとき。	=====																																																													
	安全スイッチ	スイッチボタンを押したとき。	=====																																																													
	炉室（S）遮蔽扉開	閉でない。	=====																																																													
	炉下室（S）遮蔽扉開	閉でない。	=====																																																													
別表第 3 ～ 別表第 4 （記載省略）	別表第 3 ～ 別表第 4 （変更なし）																																																															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考																									
別表第 5 削除	別表第 5 警報回路の作動条件（第16条関係） <table border="1" data-bbox="1329 268 2475 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 268 1507 310">項目</th> <th data-bbox="1507 268 2475 310">作 動 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 310 1507 407" rowspan="2">起 動 系</td> <td data-bbox="1507 310 2475 359">炉周期短 20秒以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 359 2475 407">高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 407 1507 543" rowspan="2">運転系線型 出力系</td> <td data-bbox="1507 407 2475 497">測定範囲逸脱 各測定レンジの10%以下又は90%以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 497 2475 543">高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 543 1507 640" rowspan="2">運転系対数 出力系</td> <td data-bbox="1507 543 2475 592">炉周期短 20秒以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 592 2475 640">高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 640 1507 777" rowspan="3">安全出力系</td> <td data-bbox="1507 640 2475 688">出 力 高 原子炉出力180W以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 688 2475 737">積分出力高 原子炉積分出力40W・h以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 737 2475 777">高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 777 2475 867">炉心タンク水位高 (高速給水制限水位高)</td> <td data-bbox="1507 777 2475 867">炉心タンク内水位が予想臨界水位の3/4 (高速給水制限水位) 以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 867 2475 957">高速給水流量高</td> <td data-bbox="1507 867 2475 957">炉心タンク水位上昇速度2.5mm/s に相当する流量以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 957 2475 1094">低速給水流量高</td> <td data-bbox="1507 957 2475 1094">反応度添加率3セント/s 及び炉心タンク水位上昇速度1mm/s に相当する流量以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1094 2475 1142">炉心温度高</td> <td data-bbox="1507 1094 2475 1142">70℃以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1142 2475 1178">ダンプ槽温度高</td> <td data-bbox="1507 1142 2475 1178">70℃以上になったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	作 動 条 件	起 動 系	炉周期短 20秒以下になったとき。	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。	運転系線型 出力系	測定範囲逸脱 各測定レンジの10%以下又は90%以上になったとき。	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。	運転系対数 出力系	炉周期短 20秒以下になったとき。	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。	安全出力系	出 力 高 原子炉出力180W以上になったとき。	積分出力高 原子炉積分出力40W・h以上になったとき。	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。	炉心タンク水位高 (高速給水制限水位高)	炉心タンク内水位が予想臨界水位の3/4 (高速給水制限水位) 以上になったとき。	高速給水流量高	炉心タンク水位上昇速度2.5mm/s に相当する流量以上になったとき。	低速給水流量高	反応度添加率3セント/s 及び炉心タンク水位上昇速度1mm/s に相当する流量以上になったとき。	炉心温度高	70℃以上になったとき。	ダンプ槽温度高	70℃以上になったとき。	原子炉運転に関する変更
項目	作 動 条 件																										
起 動 系	炉周期短 20秒以下になったとき。																										
	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。																										
運転系線型 出力系	測定範囲逸脱 各測定レンジの10%以下又は90%以上になったとき。																										
	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。																										
運転系対数 出力系	炉周期短 20秒以下になったとき。																										
	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。																										
安全出力系	出 力 高 原子炉出力180W以上になったとき。																										
	積分出力高 原子炉積分出力40W・h以上になったとき。																										
	高压電源電圧低 設定電圧の-5%以下になったとき。																										
炉心タンク水位高 (高速給水制限水位高)	炉心タンク内水位が予想臨界水位の3/4 (高速給水制限水位) 以上になったとき。																										
高速給水流量高	炉心タンク水位上昇速度2.5mm/s に相当する流量以上になったとき。																										
低速給水流量高	反応度添加率3セント/s 及び炉心タンク水位上昇速度1mm/s に相当する流量以上になったとき。																										
炉心温度高	70℃以上になったとき。																										
ダンプ槽温度高	70℃以上になったとき。																										
別表第 6 削除	別表第 6 炉室の負圧の維持の基準（第17条関係） <table border="1" data-bbox="1329 1228 2475 1367"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 1228 1914 1276">項 目</th> <th data-bbox="1914 1228 2475 1276">維 持 管 理 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 1276 1914 1367">炉室内の圧力</td> <td data-bbox="1914 1276 2475 1367">-49 ～ -245Pa (水柱-5 ～ -25mm)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	維 持 管 理 値	炉室内の圧力	-49 ～ -245Pa (水柱-5 ～ -25mm)	原子炉運転に関する変更																					
項 目	維 持 管 理 値																										
炉室内の圧力	-49 ～ -245Pa (水柱-5 ～ -25mm)																										
別表第 7 (記載省略)	別表第 7 (変更なし)																										
別表第 8 削除	別表第 8 原子炉起動時に正常な状態であることを確認すべき施設・設備（第18条関係） <table border="1" data-bbox="1329 1465 2475 1873"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 1465 1982 1514">施 設</th> <th data-bbox="1982 1465 2475 1514">設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 1514 1647 1703" rowspan="3">本体施設</td> <td data-bbox="1647 1514 2475 1562">原子炉本体 炉心タンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 1562 2475 1610">計測制御系統施設 中性子計測設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 1610 2475 1703">制御設備 安全保護回路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1703 2475 1881" rowspan="3">特定施設</td> <td data-bbox="1647 1703 2475 1751">受変電設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 1751 2475 1799">非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 1799 2475 1881">気体廃棄設備 液体廃棄設備</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	設 備	本体施設	原子炉本体 炉心タンク	計測制御系統施設 中性子計測設備	制御設備 安全保護回路	特定施設	受変電設備	非常用電源設備	気体廃棄設備 液体廃棄設備	原子炉運転に関する変更															
施 設	設 備																										
本体施設	原子炉本体 炉心タンク																										
	計測制御系統施設 中性子計測設備																										
	制御設備 安全保護回路																										
特定施設	受変電設備																										
	非常用電源設備																										
	気体廃棄設備 液体廃棄設備																										

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第11編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前				変更後				備考															
別表第9（記載省略） 別表第10 削除				別表第9（変更なし） 別表第10 原子炉運転停止後の本体施設及び特定施設の点検（第22条関係）				原子炉運転に関する変更															
				圧縮空気設備																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等</th> <th>確認すべき設備状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>制御設備</td> <td>ダンプ槽の水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特定施設</td> <td>受変電設備</td> <td>電源の電圧</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td>排風機の作動状態</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td>貯槽の液位</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気設備</td> <td>圧縮機の作動状態</td> </tr> </tbody> </table>					施設区分	設備等	確認すべき設備状態	本体施設	制御設備	ダンプ槽の水位	特定施設	受変電設備	電源の電圧	気体廃棄設備	排風機の作動状態	液体廃棄設備	貯槽の液位	圧縮空気設備	圧縮機の作動状態
施設区分	設備等	確認すべき設備状態																					
本体施設	制御設備	ダンプ槽の水位																					
特定施設	受変電設備	電源の電圧																					
	気体廃棄設備	排風機の作動状態																					
	液体廃棄設備	貯槽の液位																					
	圧縮空気設備	圧縮機の作動状態																					
別表第11～別表第15の2（記載省略） 別表第15の3 維持すべき機器等（第27条の2関係）				別表第11～別表第15の2（変更なし） 別表第15の3 維持すべき機器等（第27条の2関係）																			
分類	種類	設置場所	数量	分類	種類	設置場所	数量																
避難用の照明*1	保安灯	実験棟A	40台	保安灯	保安灯	実験棟A	40台																
		実験棟B	16台			実験棟B	16台																
	非常用照明灯	実験棟A	145台	非常用照明灯	非常用照明灯	実験棟A	145台																
		実験棟B	98台			実験棟B	98台																
	誘導灯	誘導灯	実験棟A	74台	誘導灯	誘導灯	実験棟A	74台															
			実験棟B	53台			実験棟B	53台															
可搬式の 仮設照明*1	懐中電灯	実験棟入口付近	2台	可搬式の 仮設照明*1	懐中電灯	実験棟入口付近	2台																
	仮設照明（蓄電池式）	実験棟入口付近	1台		仮設照明（蓄電池式）	実験棟入口付近	1台																
通信連絡設備*2	一斉放送装置	放送端末	制御室	1台	一斉放送装置	放送端末	制御室	1台															
		スピーカ	実験棟A	52台		スピーカ	実験棟A	52台															
	実験棟B		46台	実験棟B	46台																		
	ページング装置	ページング装置	実験棟A	47台	ページング装置	ページング装置	実験棟A	47台															
			実験棟B	38台			実験棟B	38台															
	施設間通信 連絡設備	固定電話	事故現場指揮所	1台	施設間通信 連絡設備	固定電話	事故現場指揮所	1台															
		携帯電話	事故現場指揮所	1台		携帯電話	事故現場指揮所	1台															
					<table border="1"> <tbody> <tr> <td>溢水防護設備</td> <td>マンホール蓋</td> <td>実験棟B</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>漏えい警報装置</td> <td>副警報盤*3</td> <td>管理棟</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>				溢水防護設備	マンホール蓋	実験棟B	2枚	漏えい警報装置	副警報盤*3	管理棟	1台							
溢水防護設備	マンホール蓋	実験棟B	2枚																				
漏えい警報装置	副警報盤*3	管理棟	1台																				
*1：別図第4に配置を示す。 *2：別図第5に配置を示す。				*1：別図第4に配置を示す。 *2：別図第5に配置を示す。				新規制基準施行に伴う記載の追加															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後					備 考
別表第16の2 ～ 別表第17（記載省略） 別表第17の2 不使用設備（第33条の2関係）			酸化トリウム 燃料	トリウム	U保管室	使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器	40kgTh	不使用設備のうち撤去済みの設備を削除（表中において以下同じ）
別表第16の2 ～ 別表第17（記載省略） 別表第17の2 不使用設備（第33条の2関係）			別表第16の2 ～ 別表第17（変更なし） 別表第17の2 不使用設備（第33条の2関係）					
旧施設区分	旧設備名称	設備・機器	旧施設区分	旧設備名称	設備・機器			
原子炉本体	原子炉容器	非均質円筒型炉心タンク	(削る)	(削る)	(削る)			
		円筒型炉心タンク (600φ)			(削る)			
		円筒型炉心タンク (800φ)			(削る)			
		平板型炉心タンク (280T)			(削る)			
		平板型炉心タンク (350T固定側)			(削る)			
		平板型炉心タンク (350T移動側)			(削る)			
		円筒型炉心タンク (1000φ Pu) *			(削る)			
		円筒型炉心タンク (400φ Pu) *			(削る)			
	炉心水槽*			(削る)				
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	調整設備	戻液受槽	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	調整設備	戻液受槽			
		U溶液受槽 A			U溶液受槽 A			
		U溶液受槽 B			U溶液受槽 B			
		U濃縮缶			U濃縮缶			
		U濃縮缶デミスタ			U濃縮缶デミスタ			
		U濃縮液槽			U濃縮液槽			
		U凝縮液槽			U凝縮液槽			
		U凝縮器			U凝縮器			
		U濃縮液冷却器			U濃縮液冷却器			
		ライン混合器			ライン混合器			
		U溶液ポット			U溶液ポット			
		U溶液中間槽			U溶液中間槽			
		U濃縮液ポット			U濃縮液ポット			
		U濃縮液中間槽			U濃縮液中間槽			
		溶液払出ポット			溶液払出ポット			
		溶液払出中間槽			溶液払出中間槽			
		戻液ポット			戻液ポット			
		戻液中間槽			戻液中間槽			
Pu溶液受槽 A *	Pu溶液受槽 A *							
Pu溶液受槽 B *	Pu溶液受槽 B *							
Pu濃縮缶 *	Pu濃縮缶 *							
Pu濃縮液槽 *	Pu濃縮液槽 *							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前		変 更 後		備 考
		P u 凝縮液槽 *	P u 凝縮液槽 *	
		P u 溶液ポット *	P u 溶液ポット *	
		P u 溶液中間槽 *	P u 溶液中間槽 *	
		P u 濃縮液ポット *	P u 濃縮液ポット *	
		P u 濃縮液中間槽 *	P u 濃縮液中間槽 *	
		精留塔 *	精留塔 *	
		P u 凝縮器 *	P u 凝縮器 *	
		P u 濃縮液冷却器 *	P u 濃縮液冷却器 *	
		混合槽	混合槽	
		溶液払出槽	溶液払出槽	
		ノックアウトポット (I)	ノックアウトポット (I)	
		ノックアウトポット (II)	ノックアウトポット (II)	
		ノックアウトポット (III)	ノックアウトポット (III)	
		ノックアウトポット (IV)	ノックアウトポット (IV)	
		調整設備グローブボックス (I)	調整設備グローブボックス (I)	
		調整設備グローブボックス (II)	調整設備グローブボックス (II)	
		調整設備グローブボックス (III)	調整設備グローブボックス (III)	
		調整設備グローブボックス (IV)	調整設備グローブボックス (IV)	
		調整設備グローブボックス (V)	調整設備グローブボックス (V)	
		調整設備グローブボックス (VI)	調整設備グローブボックス (VI)	
	サンプリング用グローブボックス (I)	サンプリング用グローブボックス (I)		
	配管・弁	配管・弁		
	精製設備	調整液槽	調整液槽	
		抽出器	抽出器	
		抽残液洗浄器	抽残液洗浄器	
		抽残液槽 A	抽残液槽 A	
		抽残液槽 B	抽残液槽 B	
		P u 逆抽出器 *	P u 逆抽出器 *	
		P u 溶液洗浄器 *	P u 溶液洗浄器 *	
		U 溶媒槽 A	U 溶媒槽 A	
		U 溶媒槽 B	U 溶媒槽 B	
		U 溶媒槽 C	U 溶媒槽 C	
		U 逆抽出器	U 逆抽出器	
U 溶液洗浄器		U 溶液洗浄器		
調整液ろ過器		調整液ろ過器		
調整液ポット	調整液ポット			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考		
		調整液中間槽			調整液中間槽			
		U溶媒ポット			U溶媒ポット			
		U溶媒中間槽			U溶媒中間槽			
		ノックアウトポット			ノックアウトポット			
		ミキサセトラドレン回収ポット (I)			ミキサセトラドレン回収ポット (I)			
		ミキサセトラドレン回収ポット (II)			ミキサセトラドレン回収ポット (II)			
		精製設備グローブボックス (I)			精製設備グローブボックス (I)			
		精製設備グローブボックス (II)			精製設備グローブボックス (II)			
		精製設備グローブボックス (III)			精製設備グローブボックス (III)			
		サンプリング用グローブボックス (III)			サンプリング用グローブボックス (III)			
		配管・弁			配管・弁			
		供給設備 (I)			ダンプ槽 I A		供給設備 (I)	ダンプ槽 I A
					ダンプ槽 I B			ダンプ槽 I B
	ダンプ槽 II		ダンプ槽 II					
	よう素吸着塔		よう素吸着塔					
	燃料取扱ボックス		燃料取扱ボックス					
	給排液ヘッダボックス		給排液ヘッダボックス					
	配管・弁		配管・弁					
	調整附属設備	U溶解槽	調整附属設備	U溶解槽				
		P u 溶解槽 *		P u 溶解槽 *				
		還元槽 *		還元槽 *				
		ろ過器 (I) A		ろ過器 (I) A				
		ろ過器 (I) B		ろ過器 (I) B				
		ろ過器 (II)		ろ過器 (II)				
		ろ過器 (III) *		ろ過器 (III) *				
		フィルタボックス *		フィルタボックス *				
		P u エアフィルタ *		P u エアフィルタ *				
		送液ポット		送液ポット				
		溶解液計量槽		溶解液計量槽				
		U溶解オフガス凝縮器		U溶解オフガス凝縮器				
		U溶解オフガス分離器		U溶解オフガス分離器				
		調整附属設備グローブボックス (I)		調整附属設備グローブボックス (I)				
		調整附属設備グローブボックス (II) *		調整附属設備グローブボックス (II) *				
		中間ポット用グローブボックス *		中間ポット用グローブボックス *				
	P u ブロワ用グローブボックス *	P u ブロワ用グローブボックス *						
	配管・弁	配管・弁						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前		変 更 後		備 考
	精製附属設備	廃溶媒槽	廃溶媒槽	
		溶媒洗浄器	溶媒洗浄器	
		溶媒槽	溶媒槽	
		溶媒洗浄廃液洗浄器	溶媒洗浄廃液洗浄器	
		洗浄溶媒中間槽	洗浄溶媒中間槽	
		洗浄廃液ポット	洗浄廃液ポット	
		洗浄廃液中間槽	洗浄廃液中間槽	
		水分払出ポット	水分払出ポット	
		水分払出中間槽	水分払出中間槽	
		油分払出ポット	油分払出ポット	
		油分払出中間槽	油分払出中間槽	
		廃溶媒ポット	廃溶媒ポット	
		廃溶媒中間槽	廃溶媒中間槽	
		廃希釈剤ポット	廃希釈剤ポット	
		廃希釈剤中間槽	廃希釈剤中間槽	
		洗浄廃液槽 A	洗浄廃液槽 A	
		洗浄廃液槽 B	洗浄廃液槽 B	
		廃希釈剤槽 A	廃希釈剤槽 A	
		廃希釈剤槽 B	廃希釈剤槽 B	
		T B P 吸着塔 A	T B P 吸着塔 A	
		T B P 吸着塔 B	T B P 吸着塔 B	
		希釈剤槽	希釈剤槽	
		油水受槽 (I)	油水受槽 (I)	
		油水受槽 (II)	油水受槽 (II)	
		油水分離槽	油水分離槽	
		油水中間ポット	油水中間ポット	
		溶媒ろ過器 (I)	溶媒ろ過器 (I)	
		溶媒ろ過器 (II)	溶媒ろ過器 (II)	
	精製附属設備グローブボックス (II)	精製附属設備グローブボックス (II)		
	精製附属設備グローブボックス (III)	精製附属設備グローブボックス (III)		
	精製附属設備グローブボックス (IV)	精製附属設備グローブボックス (IV)		
	精製附属設備グローブボックス (V)	精製附属設備グローブボックス (V)		
配管・弁	配管・弁			
燃取補助設備	ウラナス電解槽	ウラナス電解槽		
	ウラナス供給槽	ウラナス供給槽		
	ウラナス供給ラインヒータ	ウラナス供給ラインヒータ		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考	
		燃取補助設備グローブボックス (Ⅲ)			燃取補助設備グローブボックス (Ⅲ)		
		配管・弁 (溶液系燃料の管理に供しない範囲)			配管・弁 (溶液系燃料の管理に供しない範囲)		
	粉末燃料取扱設備	開梱エアクレーン*	粉末燃料取扱設備				開梱エアクレーン*
		払出エアクレーン*					払出エアクレーン*
		リフター*					リフター*
		移送トンネル*					移送トンネル*
		粉末燃料取扱設備グローブボックス (Ⅰ) *					粉末燃料取扱設備グローブボックス (Ⅰ) *
		粉末燃料取扱設備グローブボックス (Ⅱ) *					粉末燃料取扱設備グローブボックス (Ⅱ) *
		配管・弁*					配管・弁*
	溶液燃料貯蔵設備	P u 溶液貯槽*	溶液燃料貯蔵設備				P u 溶液貯槽*
		P u 溶液貯槽 (予備槽) *					P u 溶液貯槽 (予備槽) *
		P u 溶液校正ポット*					P u 溶液校正ポット*
		ロックアウトポット (Ⅱ) *					ロックアウトポット (Ⅱ) *
		U 溶液貯槽 (Ⅲ) *					U 溶液貯槽 (Ⅲ) *
溶液燃料貯蔵設備グローブボックス (Ⅲ) *		溶液燃料貯蔵設備グローブボックス (Ⅲ) *					
配管・弁 (溶液系燃料の管理に供しない範囲) *		配管・弁 (溶液系燃料の管理に供しない範囲) *					
計測制御 系統施設	計装設備	触針式液位計A	計測制御 系統施設	(削る)	(削る)		
		触針式液位計B			(削る)		
		サーボ式液位計			(削る)		
	制御設備	制御設備		安全板駆動装置A	(削る)		
				安全板駆動装置B	(削る)		
				安全棒駆動装置A	(削る)		
				安全棒駆動装置B	(削る)		
				安全棒駆動装置C	(削る)		
				安全棒駆動装置D	(削る)		
				安全棒駆動装置E	(削る)		
				安全棒駆動装置F	(削る)		
				安全棒駆動装置G	(削る)		
				安全棒駆動装置H	(削る)		
				安全棒駆動装置I	(削る)		
				安全棒弁ボックス	(削る)		
				高速給液ポンプ	高速給液ポンプ		
				低速給液ポンプA	低速給液ポンプA		
	低速給液ポンプB	低速給液ポンプB					
	配管・弁	配管・弁					
	放射性廃棄物の	気体廃棄物廃棄施設		ベントガスコンデンサ	放射性廃棄物の	気体廃棄物廃棄施設	ベントガスコンデンサ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第11編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前			変更後			備考
廃棄施設	(槽ベント設備A)	よう素吸着塔	廃棄施設	(槽ベント設備A)	よう素吸着塔	
		減衰管			減衰管	
		配管・弁			配管・弁	
	液体廃棄物廃棄設備 (α廃液系設備)	濃縮廃液貯槽A*	液体廃棄物廃棄設備 (α廃液系設備)	濃縮廃液貯槽A*		
		アメリカシウム廃液貯槽A*		アメリカシウム廃液貯槽A*		
		アメリカシウム廃液貯槽B*		アメリカシウム廃液貯槽B*		
		有機廃液貯槽(A)-1*		有機廃液貯槽(A)-1*		
		有機廃液貯槽(A)-2*		有機廃液貯槽(A)-2*		
		廃液蒸発装置(回収水調整槽)*		廃液蒸発装置(回収水調整槽)*		
		液体廃棄物廃棄設備グローブボックス(Ⅲ)*		液体廃棄物廃棄設備グローブボックス(Ⅲ)*		
		廃液貯蔵フード*		廃液貯蔵フード*		
		配管・弁*		配管・弁*		
		配管・弁*		配管・弁*		
その他原子炉の 附属施設	実験設備	実験用装荷物駆動装置A	実験設備	(削る)		
		実験用装荷物駆動装置B		(削る)		
		実験用装荷物駆動装置C		(削る)		
		実験用装荷物駆動装置I		実験用装荷物駆動装置I		
		反射体*		反射体*		
		吸収体*		吸収体*		
	換気空調設備	排気フィルタユニット(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*	その他原子炉の 附属施設	換気空調設備	排気フィルタユニット(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*	
		常用排風機A(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*			常用排風機A(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*	
		常用排風機B(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*			常用排風機B(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*	
		補助排風機A(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*			補助排風機A(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*	
		補助排風機B(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*			補助排風機B(実験棟Aグローブボックス第1排気系)*	
		ダクト*			ダクト*	
	分析設備 (分析試料受入装置)	分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス(Ⅰ))	分析設備 (分析試料受入装置)	分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス(Ⅰ))		
		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス(Ⅱ))		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス(Ⅱ))		
		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス(Ⅲ))		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス(Ⅲ))		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考
		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (IV))			分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (IV))	
		分析試料受入装置 (試料搬出用グローブボックス)			分析試料受入装置 (試料搬出用グローブボックス)	
		分析試料受入装置 (STACY炉下室給排液ヘッダボックス)			分析試料受入装置 (STACY炉下室給排液ヘッダボックス)	
		分析試料受入装置 (TRACY炉下室給排液ヘッダボックス)			分析試料受入装置 (TRACY炉下室給排液ヘッダボックス)	
		配管・弁			配管・弁	
		修理調整用グローブボックス			(削る)	
	メンテナンスグローブボックス			メンテナンスグローブボックス		
* : 汚染閉じ込め管理を必要としない設備・機器であるため、第33条の2第3項の点検対象外とする。			* : 汚染閉じ込め管理を必要としない設備・機器であるため、第33条の2第3項の点検対象外とする。			

